

森林経営計画に参加しやすくなりました

(属地計画に林班計画と新たに区域計画が追加されました)

制度改正により平成26年度4月から、属地計画に区域計画が追加されたことにより、以前より地域の事情に即した森林経営計画が立てられることになりました。

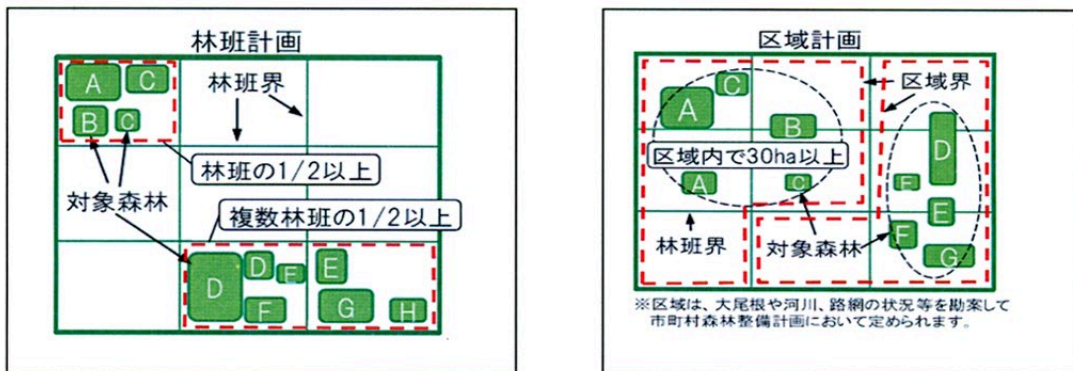
今まで林班が隣接しておらず面積要件で森林経営計画が立てられなかったが、集約化施業化が可能な区域で区域計画が、立てられるようになりました。

※集約化施業：小規模に分散した複数の隣接する林地をとりまとめ施業をする事。

属地計画

※林班計画：林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模であること。

※区域計画：市町村長が定める一定区域内（津市森林整備計画）において30ha以上の面積規模であること。



中勢森林組合では、組合員皆様すべての森林が森林経営計画団地に立てられるよう努力し、将来にわたって機能の高い森づくりにつなげていくことを目指しますので、一層のご協力お願い致します。

施業については、間伐に必要な路網を整備し作業の効率化を図り、森林所有者に少しでも還元できるようにもうかる林業を目指します。



(担当：生産課)